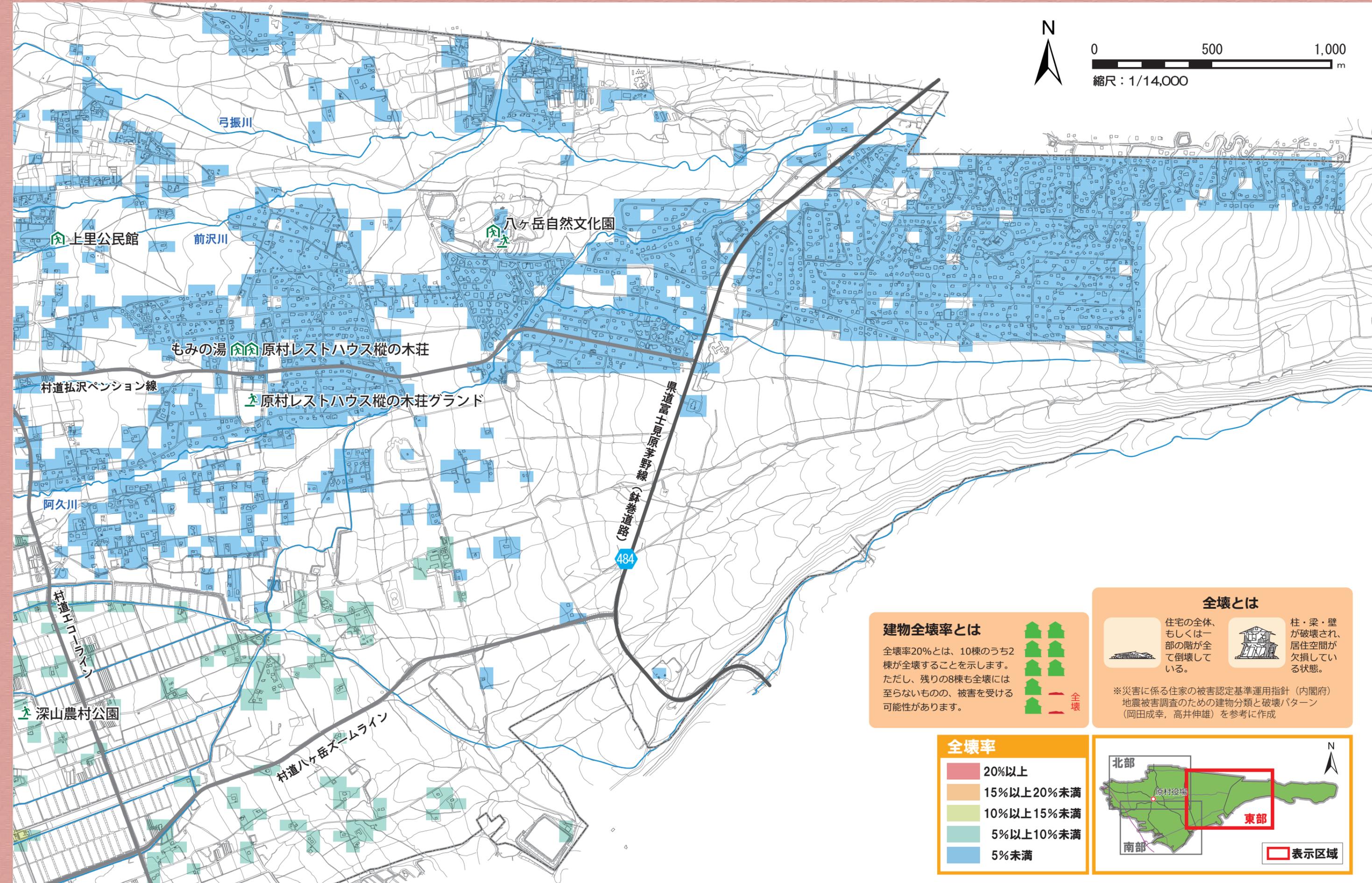


建物被害マップ（東部地区）

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 役場庁舎
- 消防署
- 消防団屯所
- 消防団器具置場
- 診療所
- 警察署
- 中央自動車道
- 県道
- 主要村道
- 河川



0 500 1,000 m
縮尺：1/14,000



建物全壊率とは

全壊率20%とは、10棟のうち2棟が全壊することを示します。ただし、残りの8棟も全壊には至らないものの、被害を受ける可能性があります。



全壊とは

住宅の全体、もしくは一部の階が全て倒壊している。

柱・梁・壁が破壊され、居住空間が欠損している状態。

※災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）地震被害調査のための建物分類と破壊パターン（岡田成幸、高井伸雄）を参考に作成

